平成２４年（フ）第１０８号
岩手県花巻市坂本町３番30号、前住所岩手県花巻市北湯口第17地割57番地14
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５８号
岩手県奥州市胆沢区南都田字午房谷地245番地３
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２５１号
秋田市広面字樋ノ沖25―１、住民票上の住所秋田市南通みその町１番25号
債務者　髙橋　敏子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７１号
秋田市手形字十七流10番地１
債務者　石川かおり
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８１号
秋田市山王６丁目５番７号
債務者　佐々木登志子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５号
茨城県龍ケ崎市4886番地
債務者　岩佐　裕己
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
茨城県取手市寺田4841番地13
債務者　鵜浦　靖水
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
茨城県取手市桜が丘２丁目14番２号、前住所茨城県土浦市荒川沖東２丁目22番３号レオパレスＦＩＥＬＤ　Ｍ’Ｓ103号室
債務者　箕輪　綾香
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
群馬県太田市小舞木町239番地１　ＭＢＣ―Ⅶ―223号
債務者　吉田　芳一
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８１４号
埼玉県飯能市仲町24番６号　花月荘１号
債務者　池田　　潮
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２７号
埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷1770番地１
債務者　今井奈津子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１４号
山梨県山梨市東187番地の36
債務者　大澤りえ子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
長野市川中島町四ツ屋698番地19
債務者　清水美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９０号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目207番地パレ207　301号
債務者　中西惠美子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１６号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番29―207号
債務者　大山　亜紀
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３２号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目７番25号、前住所神戸市長田区山下町３丁目２番11号あけぼの荘103号
債務者　大手　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１７号
徳島市入田町春日135番地の１
債務者　松浦　慶子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
徳島地方裁判所民事部